

(第一類 第十六号)

第一回国会 財政及び金融委員会 議録第十二号

(二五〇)

昭和二十二年八月二十日(水曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 北村徳太郎君

委員 島田 晋作君 田中 中崎 敏君

理事 梅林 時雄君 理事 星田 祐右四郎君

理事 堀田 十一郎君 理事 葉梨 新五郎君

川合 彰武君 川島 金次君

河井 榮蔵君 佐藤 觀次郎君

田中 鐵之進君 西村 榮一君

松田 正一君 島村 一郎君

周東 英雄君 鈴木 正文君

吉米 地英俊君 青木 孝義君

井出 太郎君 内藤 友明君

石原 登君 相馬 助治君

出席國務大臣

大藏大臣 栗栖 越夫君

出席政府委員

法制局長 井手 成三君

内閣事務官 宮内 乾君

大藏政務次官 小坂 善太郎君

大藏事務官 前尾 繁三郎君

大藏事務官 福田 越夫君

委員外の出席者

會計検査院 小峯 保榮君

總務課長

八月十一日

家賃の適正化に関する請願(坂東幸太郎君紹介)(第二二〇號)

非戦災家屋税を財産税不課税者に課税の請願(坂東幸太郎君紹介)(第二二一號)

八月十四日

會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第三八號)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

生命保険中央會及び損害保険中央會の保險業務に関する權利義務の承繼等に関する法律案(内閣提出)(第七號)

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一三號)

労働者災害補償保險特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一八號)

大藏省預金部等の債權の條件變更等に関する法律案(内閣提出)(第二一號)

會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第三八號)

財政問題に関する件

○北村委員長 會議を開きます。

本月六日本委員会に付託せられた大藏省預金部等の債權の條件變更等に関する法律案を議題といたします。

まず政府の説明を求めます。

大藏省預金部等の債權の條件變更等に関する法律案

第一條 預金部資金の融通を受けた者が、災害その他特殊の事由に因り、元利金の支拂が著しく困難となつたときは、大藏大臣は、公共の利益のため必要があると認める場合に限り、預金部資金運用委員會の意見を聽いて、その融通條件の變更又は延滞元利金の支拂方法の變更をすることが出来る。

第二條 地方公共團體又は金融機關に對し、融通條件の定めるところにより、これらの者が更に他人に貸し付けるため、必要な資金として預金部資金を融通した場合において、當該地方公共團體又は金融機關(以下直接融通先という。)から資金の貸付を受けた者(融通條件の定めるところに従い、貸付を受けた者から更に貸付を受けた者を含む。)が、會社經理應急措置法の第三十九條の規定により、同法の規定を適用される者を含む。)となつたため又はその他のやむを得ない事由に因り、直接融通先(債務者の交替その他の事由に因り、あらたに直接融通先となつた者を含む。以下同じ。)が貸付に因り生じた債權の全部又は一部の辨済を受けることができないときは、大藏大臣は、政令の定めるところにより、指定時(金融機關經理應急措置法に定める指定時をいう。)における當該直接融通先の債務の全部又は一部を免除することが出来る。

第三條 前二條の規定は、簡易生命保險及郵便年金特別會計法による積立金の運用による資金の融通に因り生じた債權について、これを準用する。この場合においては、前二條中「大藏大臣」とあるのは「逓信大臣」、第一條中「預金部資金運用委員會」とあるのは「政令で定める委員會」と讀み替へるものとする。

○小坂政府委員 大藏省預金部等の債權の條件變更等に関する法律案につき、提案の理由を説明致します。

預金部資金並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計法の積立金の運用資産たる債權につきましては、債務者のやむを得ない事情によりまして、元利金の回収が著しく困難な場合等におきまして、必要に応じて所管大臣が、融通條件の緩和をなします措置を講じ得ることとしたため、本案を提出いたしました次第であります。以下その内容の大略を御説明申し上げます。

まず第一は、預金部資金並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計法の積立金の運用によりする資金の融通を受けた者が、災害その他の特殊の事由によりまして、元利金の支拂が著しく困難となりまして、事情やむを得ないものにつきましては、公共の利益のため必要があると認める場合に限りまして、大藏大臣または逓信大臣が預金部資金運用委員會または簡易生命保險及郵便年金事業委員會等に諮りまして、債權の中間措置または償還期限の延長等を行う等の方法によりまして、融通條件の變更または延滞元利金の支拂方法の變更をなし得ることとしたまします。

この法律施行の期日は、各規定につき、政令でこれを定める。但し、この法律公布の日から三十日を超える日以後に、これを定めてはならない。

第二は、戦時補償の打切等に伴ひまして、大藏省預金部並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計法の積立金に生ずる損失は、大藏省預金部等損失特別處理法によりまして、適正に處理せられるところでありまして、この損失の處理にあたりまして、いわゆる經由貸付の方法による資金の融通、言いかえますれば、所管大臣の定めた融通條件によりまして、地方公共團體又は金融機關に對して、これらの者がさらに他人に貸付けるために、資金の融通を行つたものについて損失を生じた場合におきましては、この損失を預金部資金等の直接融通先たる地方公共團體または金融機關に負擔させることをいたしませんで、大藏省預金部等の負擔に歸屬せしめることが、かかる經由貸付の方法による資金融通の性質に鑑みまして、適當と考えられるのであります。

従いましてこの直接融通先から、さらに貸付を受けた者、すなわち最終貸付先が、戦時補償の打切等の結果特別處理會社に該當する場合、その他やむを得ない事情等に起因いたしまして、直接融通先が、その最終貸付先よりその債權の辨済を受けることができない場合におきましては、當該直接融通先の大藏省預金部等に對する債務を免除する必要を生ずるのであります。これが必要なる法的措置を講じようとするものであります。

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

以上大藏省預金部等の債權の條件變更

更等に關する法律案につきまして御説
明申し上げた次第であります。何
とぞ御審議の上、速やかに御賛成あら
んことを切望いたします。

○北村委員長 次は本月四日當委員會
に付託されました會計検査院法の一部
を改正する法律案を議題といたしま
す。まず政府の説明を求めます。法制
局長。

會計検査院法の一部を改正する
法律案

會計検査院法の一部を次のように改
正する。

第四條第四項を次のように改める。

検査官の受ける俸給の額は、國務大
臣の受ける俸給の額に準ずる額とす
る。

附則

この法律の施行の期日は、政令でこ
れを定める。

○井手政府委員 今回提案になりました
て御審議をいただいております會計
検査院法の一部を改正する法律案の趣
旨を御説明させていただきますと思
います。

會計検査院法によりますと、會計
検査官の俸給は年五萬圓の定額と相
つておるのではありませんが、最近の物
價事情その他諸般の實情に鑑みてみま
すると、検査官の地位、職責等からみ
まして、低額にすぎることになつてま
いりましたので、これを増額する方針
をとりたいと考えております。ところ
で政府といたしましては、その額は大
體國務大臣並の俸給額とするというこ
とが、その地位、職責等からみまして
適當であらうと存しております。現在

のところで國務大臣が受けております
俸給額は、各大臣につきまして特に定
額制はとっておりませんで、一々辭令
を出しまして官吏俸給令の別表何號と
いうような俸給を附するという制度を
とっておりますが、今日政府の考え
ておりますところでは、國務大臣に
は別途増額を考慮いたしまして、定額
制をとる方針のもとに研究を進め
して行なうのであります。従つてこの法
が施行されますところ、この法は政
令をもつて施行することになつてお
ります。國務大臣の俸給定額制とい
うことを前提といたしまして、これと
同額、これに準ずる額を検査官の俸給
額と定めたいというふうに考えて、こ
の法案を提出した次第でございます。
まことに簡單でございますが、こ
の趣旨を御説明いたしました次第でござ
います。

○北村委員長 さきに質疑を繼續しつ
つありました生命保険中央會及び損害
保険中央會の保險業務に關する權利義
務の承継等に関する法律案、金融機關
再整備法の一部を改正する法律案、
労働者災害補償保險特別會計法の一部
を改正する法律案、これらにつきまし
て質疑を繼續いたしたいと思います。
質疑を繼續いたします。内藤君。

○内藤委員 保險のことにつきまして
前回は御尋ねいたしましたことに對
して政府委員から御答辯をいただいた
のであります。それが、それに関連いた
しましてなお一、二お尋ねしたいと思
うのであります。

の中央會から引續く新勘定、舊勘定の
資産並びに負債は、それを適用するの
かどうかということをお願いいたしまし
たのに、政府委員から暫定評價基準に
よつてやるというお答えを得たのであ
ります。そこでそれに引續きましてお
尋ねしたいと思ふことは、評價
基準表の時期などの關係上、暫定評
價基準によつて評價した資産負債を引
續いだ場合には、それらがこの二つの
保險會社の新勘定に屬することとなる
關係上、確定評價基準による再評價は
されないということになると思ふので
あります。これは再整備法に關する精
神に反するのではないかとこのことを考
へるものであります。まずこれにつ
きましてお答えをいただきたいと思います。
○福田政府委員 ただいまお尋ねの點
はまことにごもつともな點でありまし
て、一旦中央會の事業が他に承継され
ます場合において、これが再整備法
の規定の適用外におかれるというよう
なことになります。再整備法の精
神に反することに相なることになるの
であります。従ひまして、たとえ他の
會社に業務が移轉したという場合に
おいても、この再整備法の趣意は貫きた
い。かような趣意をこの法律に具現し
てゐるのであります。すなわち法律の
第一條の二項に、協榮生命保險株式會
社につきまして、その移轉を受けた資
産、負債につきまして、これを再整備
法の精神で經理をするということをし
てにきめておる次第であります。

によつて處置するかということ、ま
つたく政府の勘定において行われると
いうことに相なるのであります。これ
は必ずしも生命保險中央會の業務を引
續ぐべきところの、協榮生命のごとき
經理措置を必要としない。かように考
えておるのであります。

○内藤委員 もう一つ保險のことにつ
いてお尋ねして終りたいと思ふのであ
ります。兩中央會から引續ぎました舊
勘定の最終的處理の方法はどうなるの
か、聴かしていただきたいと思ふので
あります。

○福田政府委員 兩中央會の事業を譲
り受けるところの兩會社におきまして
は、再整備法の適用がもちろんある
のであります。この兩會社の新勘定
において、中央會から事業を繼承する
というところに相なるのであります。従
ひましてこの兩會社の承継をうけたこ
ろの資産に關する最終的處理という
ものは、再整備法の規定によりまし
て、最終的な處理を行うことと相な
る、かようなことになると思ふます。

○内藤委員 次は金融機關再整備法
についてお尋ねしたいのですが、よろ
しうございしますか。

○北村委員長 生命保險中央會及び損
害保險中央會六口の部分だけ片づけた
いと思ひますから、これについて御質疑
を繼續してください。生命保險中央會
の法律案につきまして御質疑がないよ
うでございますならば、次回は討論に
はいりたいと思ひます。

○石原委員 私が聞いたところによ
ると、協榮生命保險と東亜火災海上保險
會社というのは、たしか保險業者がそ
れぞれ按分して出資した會社である、
言いかえれば、すべての業者が集まつ

てつくつた會社だということを開い
ておりますが、それに間違いありません
か。

○福田政府委員 それに間違いありま
せん。

○石原委員 わかりました。

○北村委員長 次は金融機關再整備
法の一部を改正する法律案の質疑を繼
續いたします。

○内藤委員 一、二お尋ねしたいと思
ひます。まずこの改正案の第二十六の
二の第一項についてであります。現行
法によりますと、資本の全額をもつてそ
の損失を負擔した金融機關は、解散す
るか、事業の全部を譲渡するか、どれか
の途を選ばなければならぬことになる
のであります。これは再整備法全般に通
ずる大きな建前の一つであると思へ
るのであります。今回のこの改正は、
この大きな建前の一つであるというこ
とに對する、非常な變革を意味するよ
うに思われるのであります。すなわち
改正案の運用いかんによりましては、
今申しましたような建前に對する根本
的な變更も來し得ると考えられるので
あります。この改正の趣旨はどこに
あるのか、まずこれを伺いたいのであ
ります。

つきまして、これに關連いたしまし
て次の二つのことの御説明を得たいと
思ふのであります。その一つは、この改
正は二十六條の建前に對する根本的修
正であるのか、それとも例外的措置を
認むる途を開いたものであるか、その
いずれにいたしましたとしても、改正案を出
された動機並びに理由をまず伺い
たいのであります。

第二は、改正後の運用方針のことで
あります。たとえて申しますと、今回

の改正の前提であります金融機関整理緊急措置法の第二十二條第二項の規定による資本増加の認可は、どんな場合、どんな基準をもつて行われる方針であるか、これをお尋ねしたいと思ふのであります。

○福田政府委員 この二十六條の二を設けて、再建整備法第二十六條に對して修正を加えるという點については、間違はないのであります。その趣旨をいたしますところは、再建整備法をいよいよ實施する段階になつてまいりましたのであります。そういったしますと、各金融機関の資産、負債の状況が、逐次具體的に明瞭になりつつあるのであります。さうなことに相なつてまいりますと、これは金融機関に對して國民の間で不要の危懼を抱くということがあり得るのであります。たとえば農業者とか市街地信用組合とかいうものにおいては、相當の部分の資本金がなくなつてしまふ。しかしながら資本金がなくなつても、再建整備法の建前では、再建整備法は第二組合をつくる。第二組合をつくる。あるいは第二銀行をつくるというふうな途が開かれておりました。しかもその預金の一定額、すなわち零細なる額というものは、その新會社、新銀行、新組合において保證されていくという關係になるのであります。一向懸念はないのであります。その懸念がないという純理に基きまして、再建整備法の原案であるところの二十六條というものができているわけでありす。ところがたまたま申し上げました通り、これをいよいよ實施する段階になつてまいりますと、個々の金融機関の經理内容というものがはつきりしてくる。それに伴ひましてあの銀行

は潰れるのじやないか、あるいは組合は潰れるのじやないか、會社はどうも怪しいのじやないかという心配が出てくるのであります。それからもう一つは、第二銀行をつくることは理論的には成立つておりますが、一つ非常に困難な問題は、人事の異動がある。あるいは會社内の勢力の移動等が、會社が新しくなる機会に行われるようなこともあり得るのであります。そういったしますと、非常に金融機関の内部自體に不安動搖が起つてくるのであります。現在の財政状況におきまして金融機関が、インフレ阻止の見地から、きわめて重要な段階にありまことは申すまでもないのであります。金融機関はその機能をあげて貯蓄の増強に力を用いなければならぬという際に、資本がなくなるというふうなことから、不實不安をまき起して金融機関の信用を損う、また一面金融機関自體の職員が熱意を喪失して、預金吸收の効力が上らぬというふうなことになることは、たいへんなことである。ましては、たいへんなことである。銀行に増資をいたしまして、第二銀行をしつくりなくともよろしいという措置を講じたわけでありす。従つて當初考えました二十六條の規定に對しては、重大なる變更を加えたという規定と相なるのであります。それから今後の運用方針としては、必ずしも申請を行つたところの金融機関に對しては、すべて増資を許可するという方針はとらないのであります。今後この金融機関は存続すべきものなりや否やという判断をいたしまして、その判断に基いて、これは存続すべきものであるというものにつきましては、この改正法案によるところ

の増資を認めますが、しからざるものについては認めない。そういうものについてはもちろん第二金融機関の設立も認めないということになることは當然であります。さうなことを考へておるわけでありす。なお別個の見地から、第二十六條の二の適用によらず、二十六條の方を適用いたしますと、第二銀行をつくつた方がよろうというふうな指示をいたす金融機関もあり得るかと思へておるわけでありす。

○内閣委員 第二十六條の二の第二項についてもう少しお尋ねいたします。第五十七條第一項に規定する金融機関、地方農業會、市街地信用組合その他のものであります。この農業會、漁業會の當然會員と申しますか、この當然會員は、たとえ出資の全額をもつて損失を負担したとしても、その會員たる地位を失わないと考へられるのであります。この規定はいわゆる出資する方の任意會員の方のことだけを規定するものであります。それを一應お聞きしたいと思ひます。農業會、漁業會には會員には二通りの性格があります。任意の方と、それから強制的なもの、両方あります。そのいづれの方を任意會員に關するものと解釋していいのかわからず、お伺ひしたいと思ひます。

○福田政府委員 二十六條の二の第三項は、これは出資金がなくなつたという場合でありますから、この出資金をしておつたすべての會員に適用されるという前提をとつておるのであります。すなわちただいま内閣さんのおつしやられる當然會員あるいは任意會員という區別はございせん、出資金

を失つたのであるから、それはすべての會員が一應會員たる資格を失うという前提をとりまして、さうなことで困るといふこととこの規定を設けたというわけでありす。

○内閣委員 それでは再びお尋ねしたいと思ふのであります。その他の會員の受ける利益というのがあります。この内容はどういふことになるのであります。

○福田政府委員 その他當然金融機関の會員又は組合員の受ける利益を受けることができるというふうに規定したのであります。主たる利益というものは、もちろん資金の貸付、施設の利用というふうなことであります。たゞいまその他という利益があるか、ちよれと見當がつかないのであります。しかしながら今後の構成の變更その他の事情によりまして、組合出資者たる利益というものが出てくる。その場合に備へまして、その他ということを加えた、かように御承願したいのであります。

○内閣委員 もう一つ、今のに關連しているのであります。總會における議決権や、役員選舉權というものが含まれてゐるのであります。どうか、お尋ねいたします。

○福田政府委員 ただいま御質問の點は未検討の點でありまして、なお法律的議論を固めた上で御回答申し上げます。

○北村委員長 ほかにも御質問はあります。金融機関再建整備法の一節を改正する法律案についても次會に討論に入りたいと思ひます。さう御承知を願ひます。

○北村委員長 労働者災害補償保障特別會計法の一部を改正する法律案の質疑を繼續いたします。御質疑がないようでありすが、これも次會に討論に入りたいと思ひます。さう御承知を願ひます。

○北村委員長 先ほど政府の説明を聴きました會計検査院法の一部を改正する法律案、大蔵省預金部等の債權の條件變更等に關する法律案を議題に供し、質疑に入ります。

○審判委員 私ども會計検査院法を調べればよろしいのですが、念のために何つておきたいのは、現在の検査官の定員あるいは給與等の大體の概要はどうなつてゐるか、一應説明を願ひしていただきたい。また定額制をとる前提としてこの法案を提出したといふことであるけれども、定額制は政令において行つてゐることであつて、その政令は目下どういふ手續になつておりますか。

○小澤説明員 ただいまの御質問にお答えいたします。會計検査院の検査官は定員は三名でございまして、先ほど衆議院及び参議院の同意を経なければならずでございます。なおこの三名の方は認證式がございまして、この土曜日の二十三日に三人の者の認證式がございまして、正式に三名の検査官がございまして、正しくなつております。念のために申し上げておきますが、新會計検査院が五月三日に法律を改正して施行されておりますが、五月三日から今日までの間は、五月二日に院長でありました者が院長としてその職に就いておられます。そのほか二名で、やはり三名の検査官で現在もやつてお

る仕組になつておりますが、かりに法律の會計検査院法を御覧願いますとわかりでございしますが、局長の二名が検査官の職務を執行いたしております、ただいまも三人の検査官で決議を執行してゐるという事になつておるのでございします。

なお定額制を先にとりまして、會計検査院法第四條の第四項に年額五萬圓という事になつておるわけでございますが、これはその當時國務大臣の俸給が年俸五萬圓になるというようなことが大體唱えられておつたのであります。かたゝ、最高裁判所の判事がやはり五萬圓できるというようなことでありましたので、少し先走つたような感じでありましたが、やはり定額制をとつて五萬圓を定額にしておいた方がよろしい。しかし五萬圓にしてよく、このごろのように物價がどん／＼變動していく場合は困るではないかという事とが、たしか九十二議會の委員会でも質問がございまして、やはりそのときに應じまして改正していくほかはなかりと思ふ。かたゝ、國務大臣などの俸給も大體は法定あるいは政令をもつてきめていく方針であるというような説明でございましたが、その後國務大臣などは定額制になつておりませんけれども、そういういきさつでもつて定額制をとつたわけでございます。

なお今回の改正によりまして定額制をよすわけではないのでありますけれども、附則をもちまして政令で定める金額は國務大臣と同じようにするということの建前だけをとりまして、そうして大體國務大臣の俸給がございまして、そのときを押しまして、政令を出していただくという考えをもつております。

○翼製委員 とうすると政令が出るまでは現行の五萬圓の定額制でいくよりほかには方法がないという形になると思ひますが、認證官で大體國務大臣に準ずる官等であるということならば、やはりこれは國務大臣の給與額がきまつて、定額制をとることを前提としたというので、國務大臣の方の俸給を先に定額制に直さなければならぬと思ひますが、その方ではどうなつておられますか。

○小坂政府委員 ただいま御指摘の點は、いろいろただいまの物價等の關係を考慮いたしまして、閣僚その他の御意見も伺つて協議しておる際でございます。いずれはつきり報告を申し上げるものとございと思ひます。

○石原(登)委員 ちよつとお尋ねします。私どもは會計検査官として、官等その他から考へて、決して國務大臣の俸給よりも低くするということとを言うのではないが、ただ一つ問題があるのは會計検査官は官吏であつて、今度の新しい憲法の規定からいまして國會議員は國權の最高機關である國會の重大なる構成要素であります。こういうようなことから考へてみますと、官吏である會計検査官の俸給が國會議員よりいくらか多いといふことは、いわゆる官尊民卑的な國民の考へ方からいって、どういふような影響を及ぼすであらうか、これについて法制局當局はどういう見解であるか、それを伺いたいと思ひます。

○北村委員長 法制局は今ふえておりませんから、これは答辯をあとで法制局側から求めることにいたします。

○石原(登)委員 議事進行について……

……。實は本委員會はたび／＼開かれるのであります。大臣の出席がきつてまゐりまして、私どもは大に質問する事項もたくさん留保してあります。それで本日も御多忙であるためか、出席されておられませんが、前回の委員會においても重大な質問に對してまつた了解できないままで、うやむやのうちに議事を進めておるのであります。この意味において私は、本委員會の審議を進める上に、大臣の出席が少いという事は非常に遺憾に考へますので、ぜひ委員長において大臣が出席されるように督促していただきたいと思ひます。

○北村委員長 石原君、大蔵大臣は間もなく出席されるという通知がございました。

○塚田委員 大蔵省預金部等の債權條件變更に關する法律案についてお尋ねいたしたいと思ひます。それより先に實はこの法案を審議いたしたいに、ぜひとも預金部資金の運用の狀態がどういふふうになつておるかといふことの、簡単な表が手もとにいただけたら好都合であると思ひますので、それをぜひひとつ次の委員會までにお出し願ひたいと思ひます。

それからそれは別箇に大體この法案を適用されて、融通條件の變更もしくは債權の全部または一部の免除といふことが行われることはなるのです。それが金額または件数などどれくらい決定されているものか、そういうことがおわかりであつたら伺ひます。

○福田政府委員 この融通條件の變更、または延滞元利金の支拂方法の變更といふものは、たとえば災害等があ

りまして、融通先と地方團體が非常に財政困難に陥つた。それでその財政計畫を地方團體で立て直す際に、預金部借入金も返済する期限の延長をいたしたいといふような問題が随時起つてくるのであります。ただいまいくばくを決定しているというようなことはまだ考へておらないのであります。それからこの法案自体が、もとは大蔵大臣が獨斷でやつておつたのです。但し預金部資金運用委員會には諮問をいたしておつたわけでありまして、ところが財政法の規定によりまして、政府が債權の免除をするとか、あるいは債權の條件の變更をいたすとか、國庫に不利益を及ぼす行為をなすについては、すべて法律によることを要するといふことに相なる關係上、改めてこれを議會に提出したといふ關係に相なるのでございします。

○塚田委員 そういたしますと、今まで大蔵大臣が獨斷でやつておつたといふ、そういう記録は何か手許にないのですか。

○福田政府委員 これは調べますればないことではないと思ひますが、たとえばどこそこの縣の償還計畫を、十年のものを二十年に延ばしたとかいふ事例が多いのであります。そういう件数でも一つ今度もつてまいりましょうか。

○塚田委員 そうですね、お願いします。

○翼製委員 塚田君の質問に關連してただいまの件について伺つておきたいのであります。從來大蔵大臣はその範圍においてこれを處置したのであるが、今同からは財政法の規定に基いて、法律によつて大蔵大臣の權限を移管してもらうことにしようといふのが本法の建前であります。そういったし

すと、第一條の規定を讀んで見ますと、その申請があるなしにかかわらず、大蔵大臣の認定によつて初めて預金部資金運用委員會の意見を聴くことができる、そしてきめのだという書き方になつておる。一步前進した形にはなるかもしませんが、どれとどれをかけるかといふことは、大蔵大臣の任意によつて決定せられることにこの條文ではなるように思われるのですが、その點はどうでしようか。

○福田政府委員 この條文によりまして、預金部資金運用委員會の意見を聴いて大蔵大臣が定める。それから申請をしてくる者に對しまして、預金部資金運用委員會に諮るかどうかといふことは、大蔵大臣が裁量をするという形になつておるのであります。しかしながらこれが運用にあたりましては十分氣をつけまして、申請があつたものを拒否するといふものにつぎましても、預金部資金運用委員會の議にまかけて、その参考に意見を求めるというやうなことをする方があるいは適當かとも考へますが、なお運用の問題につきましては、さうな御意見のところも含めまして研究してみたいと思ひます。

○翼製委員 ただいまの御答辯によりまして、この條文では、大蔵大臣は公共の利益のため必要があると認める場合に限りといふことで大蔵大臣の認定によつて行ひ、かけるもかけないも行ひ得るのだといふことになつていて、しかも今の御答辯によると、條文はさうなつてゐるが、趣旨は申請のあつたものは、必要があるかないか、一應皆運用委員會にかけて判定をしたいのだ、こういう運用をしていく考へだ、

こういう意味の御答辯であつたように
思います。それであれば、これは
初めからそういうふうに條文を整理さ
れたらどうかと思ひます。大蔵大臣が
今まで勝手にやつておつたのが悪い
から、今度は法律で決定するのだとい
うことであれば、申請があつたものは一
應その申請に基いてすべて審議をし
て、その必要度を勘案するということ
が當然の方法じやないかと思ひます
が、この條文それだけの解讀からい
くと、從來と何も變りがない。法律に
なつてゐるが、これは大蔵大臣の認定
いかんによるものであるというように
運用されても、異議がないというこ
となつてしまふ。でありますから、こ
の條文は整理されたらよいと思ひます
が、どう整理するかと申しますと、第
一條の一行目の終りの「困難となつた
ときは」の次から整理すればよいのじや
ないか。すなわち、その申請があるか
ないかによつて、預金部資金運用委員
會の議を経て、大蔵大臣は初めてその
通條件の變更または延滞元利金の支拂
方法の變更をすることができるとい
うようにすれば、申請のあつたもの
全部を審議するということになるので
あります。申請のあつたものうちど
れをやるかというところについて、大
蔵大臣の認定によるということになつ
てしまふと、非常に勝手な——そんな
ことはないでしようが、かりに、えこ
いきのような運用をしよと思へば、
できないこともないというこにもな
るのであつて、將來こういう禍根を残
さないようにしておく方がよいのじや
ないかと思ひます。ただいまの御答
辯のような趣旨であれば、今申し上げ
たように整理されたらよいのじやないか

と思ひますが、いかがでしようか。
○福田政府委員 ただいまの御質問の
御趣旨は、「公共の利益のため必要が
あると認める場合に限り」という文句
をどうしたらどうか、そしてその代り
に、しかしながら申請に基きというよ
うな文句を入れるということと了解し
たのであります。大蔵大臣が國庫の
利益に關する重大なる行為をする、す
なわち預金部債權の條件の變更をする
とか、あるいは元利金の支拂の方法を變
更するとかいうことをするためには、
ある一人の利益のためというこでは
許されないのではないかと思ひま
す。すなわち大蔵大臣が裁量をする。そ
の場合には預金部資金運用委員會の意
見を聽くのであります。結局大蔵大
臣が最後の權限をもつてゐる。そして
大蔵大臣が何でもかんでもできる。極
端に言ひますれば一人の利益のため
に國庫の利益を放棄するといふような
こともできるというのでは、これはあ
まりに國會の立場、また國民の立場を
無視したやうなかつこになるのでは
ないかというので、わざ／＼公益の利
益のため必要がある場合に限り、この
認定がなければ大蔵大臣は債權の變更
をなすことはできないというように、
特に行政大臣がその權限を束縛してい
るやうな形でありませう。

○葉梨委員 それは意味をちよつと取
違へておるやうです。「公共の利益の
ため必要があると認める場合に限り」
これは當然はいらなければならぬ。た
だその申請のどれをどう認めていくか
という場合において、この條文からい
くと、大蔵大臣がまず運用委員會にか
ける種類の選擇權をもつておるやうで
あるが、そうではなく、申請をしてき
たものは一應すべて預金部資金運用委
員會にかけて、その意見を聽いた上で
判斷するといふやうにしたらどうかと
いう意味なのであります。先ほどのあ
なたの御答辯の趣旨は、やはりそう
いう運用をするつもりであるという
御答辯でありましたから、それなら
ば、この條文を整理して、はつきりと
そういうふうにしておかれたらどう
か。つまり申請のあつたものに對し
て、運用委員會にかける、かけないか
を、この條文からいくとまず大蔵大臣
が判定をすることに、それで
かけられなかつたものは泣き入りにな
るよりはかたはなから、委員會に申
請のあつたものは、委員會にすべて一
應かける、その上で大蔵大臣が判定を
するといふ運用をするのであれば、そ
の通りに條文を整理されたらどうかと
いうのであつて、もちろん公共の利益
のため云々は當然はいらなければ、こ
の條文の趣旨が活きない。そういう點
であつたの御答辯とは意味が少し違
つておるのです。

○小坂政府委員 ただいまの葉梨さん
の御意見もまことにごもつともと思
ひますけれども、いずれからかの申請に
よらなければ、あらゆる場合においてそ
のことが問題になり得ないと思ひので
す。これは通報による場合もありま
すし、また調査によつて適當と認められ
る場合もありましようし、とにかく大
蔵大臣がいろいろ問題を取上げる場合
には、いずれからかの申請によらざるを
得ないだらうと思ひのであります。こ
れは今申請によりという字句を載せろ
というやうな御意見に承るのでありま
すが、これは自明の理であります。こ
こに書かなくとも、とにかく事を問
題にする場合には、いずれからかの申
請があるのだという前提で、あえてそ
れを取上げなくても、この文言の通り
で結構ではないか。公共の利益のため
必要があると認められるときに限ると
いうことは、ただいまも銀行局長が申
しましたように、公共の利益のため
問題のみが取上げられるのだという建
前を明らかにしただけであつて、個々
の具體的な例について、大蔵大臣のオ
プションで非常に勝手なことができ
るといふやうな考え方は、この文言から
は浮んで來ないのではないかと思ひ
であります。私の上申上げること
も、葉梨さんの御意見も、結局において
同一のことを考へておるのじやないか
と思ひますので、この程度で御了承願
ひたいと思ひます。

○葉梨委員 そうではないのです。何
か少し行違ひがあるやうです。もちろ
ん問題が起つてきて、陳情その他によ
つて初めてこの問題が取上げられるこ
となるのですけれども、この條文でい
くと、それらのもののうち、公共の利
益のため必要があると大蔵大臣が認め
た場合に限り運用委員會の意見を聽
く、そしてそれであるならば、大蔵大臣の認
定が隨意認定に陥るおそれがある。そ
れよりむしろ申請のあつた場合にはこ
れを運用委員會にかけて、その上で大
蔵大臣が判定をするといふやうに、は
つきりしたならばどうかという意味な
のです。

○小坂政府委員 必要という字句の解
釋であります。公共の利益のため必
要であると認識するものが大蔵大臣で
あるといふことが、どうも普遍性がな
いぢやないかという御意見のやうであ
ります。私は大蔵大臣といふものは
は、たとえば來栖といふやうな一個人
が認定するのではなくて、國家の機關
としての大蔵大臣が認定したものであ
りますから、この大蔵大臣は當然に國
民の監視を受けてゐるのであります。
すなわち大蔵大臣の立場において正當
なることをしようと思へば、當然あな
たのお考えになるやうなことにせざる
を得ないのであります。當然のこ
とを強いて法文に謳ふ必要もなからう
といふのが私どもの考えなのでありま
す。

○葉梨委員 當然のことであるから、
當然法文に書いて差支えないぢやない
か、こういう疑點を法文に残しておく
必要はないぢやないか、當然のことだ
から、當然法文にうたつておいたらど
うでしようか。あえてそこを固執され
る必要もないぢやないかと思ひます。

○小坂政府委員 當然のことであれ
ば、それを特に載せることがおかしい
ぢやないかというのが私どもの考えな
んであります。この字句をお讀みな
りまして、これで大蔵大臣が勝手なこ
とをするといふやうな考えは浮んでこ
ないぢやないかと思ひのであります。
が、どんなものでしようか。申請があ
つた場合に限りといふやうな字句を考
へることが、いかに何かそこにこだ
わりがあるやうな感じすらわれ／＼は
受けると思ひのであります。この字句
の通り御覽になつていただまして、
公平な運籌といふものはおのずから浮
んでくると思ひのであります。

○北村委員長 石原委員に申し上げま
すが、大蔵大臣は今連絡がありまし
て、閣議で議決をしてゐるけれども、
間もなく來るといふことであります。

それから法務局から第十部長が見えま
したから、さつきの留保されておしま
す答辯は、あなたに對してお答えでき
ると思ひます。

○塚田委員 ただいまの葉梨委員の質
問に關連して私も一、二疑問の點を
お尋ねしたいと思つてあります。ま
ず第一に、ただいまの質案應答の間に
話の食い違ひがあるように考へるのであ
りますが、それは別として、私の氣持
からいいますと、公共の利益のため
に必要がある、ないといふことの認定
も、預金部資金運用委員会におさげに
なる方がむしろよいのではないか。申
請があつたならば、すぐ預金部資金運
用委員会に全部もつていく。その前
に、大蔵大臣が公共の利益のために必
要があるといふ認定をする段階をおか
れない方がよいのではないかといふよ
うに感ずるのであります。この點をそ
らく葉梨委員の御質問の趣旨もそうで
あるように感ぜられるのであります。
それといふ一は、公共の利益のため
に必要があるといふこの字句の表現
が、どうもこの場合の事態の表現にし
つくりしないじやないか、たとえば國
家國民から預つてゐる金をだれかに貸
した、それが何かの事情で返せなくな
つた、もしくは條件を変更してやらな
ければならなくなつたといふようなこ
とは、これは公共の利益のために合致
するといふことは必ずあり得ない。た
だそれを強いて公共の利益のために合
致するといへば、消極面から、結局こ
れはやむを得ない事情があつて、どち
らから考へてもそうしてやらなければ
ならないといふことが、消極的な意味に
おいて公共の利益のためにやむを得な
いのだといふことであつて、積極的に

それが公共の利益のためにやむを得な
いのだといふことであつて積極的にそ
れが公共の利益のため必要だといふよ
うには考へられないのであります。だか
らむしろこれを表現せられるならば、
何かさういふような必要を要するを得な
い、つまり免除その他の利益を受ける
ものの立場から、不可抗力的な理由に
よつてやむを得ないのだといふことの
方が、それを免除その他の變更をして
やるというやうな場合に合致するじや
ないか、さういふやうに考へられるの
であります。この二つの點についてお
尋ねをしたいと思います。

○小坂政府委員 前段の點は、すべて
預金部資金運用委員会の意見を聴け、
さういふ御意見であつたように思ひま
す。私もさう考へておる通りに考へ
てゐるのであります。これをお讀みく
ださればさういふことになると思ひま
す。これはいさゝくも良識ある人が
取上げる問題としては、大體これは合
致せざるを得ないだらうと思ひのであ
ります。ですからこの間ではいさゝく
伺つたり申し上げたりいたしましたけ
れども、結局結論は同じことを考へて
いたといふことになつたと思ひのであ
ります。

第二の點は、公共の利益といふ事柄
がどういふ認識の觀點に立つたといふ
ことによつて、種類が變つてくるのじ
やないかといふやうな御意見のやうに
承るのですが、これはいさゝく利得ある
いふ言葉を、何かさう目前の利得ある
いは利潤といふやうなことに考へれば
さういふことになるかもしれません
が、公共の利益といふのは言葉をかえ
て申しますれば、公共的な、福祉であ
ります。公共の福祉といふのは、要す

るに國家が生存を續けていく上に必要
である認識せられる場合なのであり
ますが、それはただちに表面におい
ては、いわゆる利潤を生むとか、利得
をするといふやうなことがなくても、
國家の歩みを續けていく上に必要であ
ると、さう認識せられると思ひます。

○塚田委員 ただいま政府委員の御答
辯によりますと、どうも私の質問が常
識を缺いてゐるやうに判斷されること
を意外に感じたのであります。この
條文をすらすらと讀んで、今その政府委
員の御答辯のやうに判斷するのが常識
的であるか、私が先ほど申し上げまし
たやうに、結局これは運用の手續の順
からいくと、申請があればそれをまず

大蔵大臣が公共の利益に合致するかと
いふやうなことを御判斷になつて、大
蔵大臣がその合致するといふ御判斷な
さらぬものは、預金部運用委員会にか
からないといふ結果になるといふやう
にこれを解釋するのが、すらすらと讀ん
で常識に合致すると私は考へるのであ
ります。ただいま政府委員のお考へに
なつたやうな解釋は、この條文からは
すらすらと私は出てこないと思ひます。
次の第二の問題につきましてもさうで
あります。ただいま非常に巧みなる

御答辯をされたやうでありますけれど
も、一般の人がこの條文を讀んでも、
さういふやうにならな／＼巧みなる理解
はいさゝかぬのでありまして、むしろあ
つたりとこれは確かに實際の問題とし
ては、表面からは公共の利益に合致
するといふ場合はないはずでありま
す。むしろ個人の利益を見てやるのが
ほんとうであらう。ただその個人の利
益を見てやるというのが、裏からいつ
て公共の利益にも合致するといふ場合

があり得るといふだけのことなのであ
りまして、それはどこまでも裏からの
解釋なのでありますから、むしろこれ
を表面やむを得ない事情があるとい
ふ、何らかの表現にされた方がよいの
じやないかといふやうに私は依然とし
て考へるのであります。

○小坂政府委員 私の言葉が足りなが
つたために非常に御立腹を買つて恐縮
に存じます。私は決してさういふ意味
で申し上げたのではないので、大體申
請があつたものについてはどうかとい
ふやうなことを考へますと、この申請
といふのは一つの手續でありまして、
先ほど申し上げましたやうに、公共
の利益であるといふ場合もありま

す。その他によつて認識せられる場合
もありまして、さういふ場合がある
のであります。手續規定ならば別であ
りますが、さういふ場合を一々法案に
書くといふことがどうか。さういふよ
うに思われるのであります。實際問題
といひましては、塚田さんも御同感
だらうと思ひますが、私もさう考へ
る通りに考へておりますけれども、問
題として大體みんなが公共の利益のた
めに必要だといふことは、やはり大蔵
大臣であるとか、あるいは預金部資金
運用委員になる人であるとか、さうい
ふ人の考へといふものが大體合致する
と思ひます。殊に後段の個人の利益と

いふやうな場合には、あらためてさう
いふ個々の例について國會にかけて、
國會の承認を得てやるべき筋合だらう
と思ひます。この場合公共の利益とい
ふものは決して個人の利益を云々する
場合でなくて、全般として見た場合で
ございまして、さういふ御了解願ひ
ます。

○塚田委員 いつまで質問をしておつ
てもきりがありませんから、これは政
府委員側においても、要するにこれを
少し書きかえて、いただけばいい問題
でありますから、御再考を願ふことに
して、また他の委員の質問もありま
す。それから、私はこれで切ります。

○當座地金委員 今の御質疑により
ますと申請いかんといふのが大分問題
になつておりますが、これは場合によ
つては問題にならない。非常に大きな
災害があつたやうな場合には、むしろ
大蔵大臣が初めから行動をとつても差
支えないじやないか。そこでこの一條
の要旨はどこにあるかといへば、大蔵
大臣は條件を変更することが出来る。

ただそこに達するまでの要件として、
公共の利益云々、預金部資金運用委員
会の意見、これがさういふ御達するま
の手段としてさういふ條項はいつて
おるのだ。そこで葉梨君その他の御質
問の要旨は、申請云々といふことを書
けといふことを主張しておるのではな
くして、大蔵大臣が公共の利益云々を
判定するのは、大蔵大臣が單獨でなし
に、預金部資金運用委員会の意見を聴
いて、公共の利益のために必要がある
と認めた場合に限る、さういふやうな

氣持でいつてもいい。さういふ御
主張であると思ひます。先ほ
どの政府委員のお話の、大蔵大臣は國
家の機關であるがゆゑに云々といふお
言葉がありました。從來國家の機關
である大臣の名において、すべての問
題が取計られ、それが官僚獨善の溫
床となつておる。そこで新しい憲法の
もとにおいては、それを避けるために、
大蔵大臣は判定をする前に運用委員會
の意見を聴く、さうして運用委員會が

それを認めたときに条件を変更する、
こういふふうにしたらいではない
か、私はこう考えますが、これに對し
て政府委員の御答辯をお願いいたしま
す。

○小坂政府委員 大蔵大臣は國家の機
關であるが、そういう機關という考
方は、一部の特權階級の走狗というよ
うな考え方になつてしまつたという御
意見であります。私もまたそういう

ふうに考えております。問題はこれか
らの大蔵大臣は國家の機關であるとい
う考え方、いわゆる國民の公僕として
の大蔵大臣であるという考え方になれ
ばいい。そうすることは結局われわれ
の構成する國會の任務であると思ひま
す。従つてたゞいまのお説のように預
金部資金運用委員會の意見を聞いて、大
蔵大臣が條件の變更をやつていくとい
う考え方、すなわちこの國家の機關
の意思をさらに間違ひなく、いわゆる
民主的に運営されます機關を通して、
その多數の意思をも入れて決定してい
くという考え方になるというのが、私
どものこの法律案を出した趣旨であ
ります。結局においては今のお説
と私どもの考えというものは、少しも
違ひはないと思つております。ただ
ただいま手續上の問題として私申しま
したけれども、一般の指圖等によつて、
それを全部取上げるということ、こ
の法案に書いたらいいではないかとい
う御議論に對して、手續上の問題でい
ろいろ話したわけであり。根本の
精神においては何も違ひはないやな
いかと思ひます。

○吉米地(英)委員 どうもこれを固執
されることが私は不可解であります。
精神においてひとしいというけれど

も、われわれがこれを讀んだ場合に、
必要の有無を判定するのは大蔵大臣で
ある。ただ参考のために必要がありと
認めたものに限つて運用委員會の意見
を聴くのだ、こういう解釋ができる。

それではないから、大蔵大臣はこ
の必要を認める場合に、一方において
は、自分の部下であるところの官僚の
意見も當然聴く。同時にまた運用委員
會の意見も聴く。その二つの意見を參
照して最後に大蔵大臣が決定すべきも
のである。そこでこの法文で行けば、
官僚の意見で大蔵大臣が判斷をしたも
のが根本になつて、あるものは委員會
にかかると、あるものは委員會にかけ
ないで済む。こういう結論が當然に
この法文から出てくる。そのところが
難點であつて、「大蔵大臣は、預金部
資金運用委員會の意見を聞いて」と、こ
れを先に出せば、官僚の意見を聴くのは
當然なこと、こゝでうたわなくとも
はつきりわかる。むしろ私は多くの替
えを要しない、この「公共の利益の
ため」の一句と、「預金部資金運用委
員會」の一句と、この前後を變えただけ
では目的を達するのではないかと考
えている次第なのであります。

○小坂政府委員 大蔵大臣がきめる
ということに非常に御意見があるのだ
ありますが、結局最後の責任をとるのは
また大蔵大臣なのであります。です
から大蔵大臣が責任をとる以上、判定に
ついて十分指導的な立場をとるとい
うことは、これはやはりお認め願わな
くちやならぬかと思つてあります。要
するに預金部資金運用委員會の意見
をもちろよく伺うわけであり、最後
の大蔵大臣は常に國會の監視を受けてい

る。國家國民全體の監視を受けている
という考え方は、今までの官僚出身、
あるいは全然政黨に關係のない大蔵大
臣の場合とは、おのずから違つてくる
と思つてあります。たゞいまの字句
の配列を變えたいいじやないかとい
う御意見も、いろいろお考えの末と思
つて拜聴しておりました。ただわれわ
れの考え方はそういう點であるとい
うことを申し上げて、御意見とわれ

○吉米地(英)委員 私は大臣の責任並
びに大臣の決定權というものについ
て、何ら疑義をもつておりもしなけれ
ば、それに對して異議を申すのでもあ
りません。その御解釋になつたのは、
私の申し述べたどの部分からかうい
う考えが浮んできたか、むしろ私には不
思議に感ぜられるのであります。私の
言ひの、責任のあるところの大臣の
法律意思を決定する裏面には、當然そ
のあとに官僚がある。その上に預金部
資金運用委員會の意見というものも取
入れようというこの條文の趣旨であ
る。大蔵大臣の法律意思決定の段階は
この二つの方面から起つてくる。但しこ
こにあるのは、大蔵大臣が自分の部
下を背景としてきめられた法律意思に
よつて認められたものだけが取上げら
れる。こういう形になつてゐることが
よろしくないと思つてあります。私
は、大蔵大臣がその責任を全うするた
めに、預金部資金運用委員會に出すもの
は全部であつて、また自分の部下の方
の意見を聴くものも全部であつて、そ
の上で大蔵大臣が決定をしたらいいと

いうのであります。この條文で行けば、
大蔵大臣は官僚の意見だけを聞いて必
要の有無を決定してしまつて、官僚の
意見において不必要であるという意見
に大蔵大臣が賛成してしまへば、預金
部資金運用委員會に出さないでも済
む。それではいけない。こゝ言ひので
あります。

○小坂政府委員 いや、私はさつきか
ら、法案の解釋の趣旨はあなたとちつ
とも違ひないといふことを申し上げて
おるので、今あなたのおつしやること
はよくわかるのであります。最初から
申し上げておきますように、この法案
に今あなたのおつしやつたようなこと
があると私どもは解釋できるし、あな
たはもう少し字句の排列などをかへる
ことによつて、さらにそれを徹底でき
ると思ひます。試みに「公共の利益の
ため」が必要があると認める場合に限り
の次を抜いて、「限りその融通條件の
變更又は延滞元利金の支拂方法の變更
をすることができ」とこゝを讀んでい
ただく。次に「公共の云々」を抜いて
「大蔵大臣は、預金部資金運用委員會
の意見を聞いて、その融通條件の變更
又は延滞元利金の支拂方法の變更を
することができ」と讀んでいただく。
この場合に、この字句の排列をかへる
ことによつて、大分意味が違つてくる
といふお考えのように思つてあります
が、私どもは、今お考えの便宜のた
めに二つにわけて申し上げましたよう
に、この二つの字句の排列というこ
とはあくまで排列の問題でありまして、
本文には何ら影響するところはないの
だといふように思つてあります。し
かしこのことについてはいろいろ御意

見もくと承りまして、なお研究して
みたいと思ひます。
○中崎委員 たゞいまの問題に關連し
て發言したいと思ひます。いろいろ論
議が繰返されておるよりであります
が、かりに第一條の場合において、融
通條件の變更又は延滞元利金の支拂方
法の變更を求めるといふような事例
が、通常の場合においてどの程度ある
といふふうに豫想しておられるかを
伺ひたいと思ひます。非常に數が多
いものであるか。あるいはさういふよ
うな場合はごく少いものであるか。今
までの過去の経験に鑑み、今後の豫想
に鑑みてお尋ねいたします。

○福田政府委員 申請があつた件數は
わからないのであります。申請に對
しまして條件の變更を許可した事例を
申し上げますと、昭和十九年におきま
して三件、昭和二十年におきましては
ありません。昭和二十一年が五十件
かよふなうになつております。申請
があつたものに對しまして許可をする
度合がどのくらいであるかと申しま
す、これは大體ほとんど許可されてい
るというやうな状況であります。それ
から申請があつたものを委員會にかけ
るかどうかという點につきましては、
これは全部かけております。

○中崎委員 そういたしますと、實際
においてこの規定を見ますと、預金部
資金運用委員會の意見を聞いてとい
うことになつております。必ずその意見
をそのまゝ百パーセント尊重してい
なければならぬといふやうな規定にも
なつておりませんし、またさうでない
場合もあり得ると考えられるわけであ
りますので、いづれこれをどうなう
に變更するにしても、大して實際の運

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議録 第十二号 昭和二十二年八月二十日

六七

133

用において大きな変更はないと思うわけでありまして、この問題について、その重大にこだわる必要はないじやないかと、いふに私は考えているといふことを申し上げておきます。

○苦米地(英)委員 政府委員の御答へに、この文をこういふふうにして切つて讀めというところは、文章の下手な證據なんです。下手な文章は、讀み方をこう讀めと解釋しなければ、讀めない。この必要があると思つた場合に限り意見を述べて、ここに、かかり得ないという條件がない限り、そういう解釋はできない。文章の解釋は、もし認められる場合に限り意見を述べ、そこにかからない文章である場合には、政府委員の言われたような讀み方をだれもするのです。そこで先ほどのお話のように、これを切つて別々にあとの文章にかかるといふことも、詳細に讀めば、さういふこともわれ／＼前からわかつておつたけれども、法文といふものは、とかく自分の都合のいいように解釋するのです。今の御意見によれば、大したことはないからとつちでもいふといふけれども、從來法文をつくるときには、さういふ安易なことを言つておつて、後になつて官僚が勝手な解釋をして、これはさう解釋できるではないかと主張つたのが通常なんです。それが從來われ／＼國民を困らせた一つの行き方なんです。そこでさういふ問題は、どつちでもいいじやないかという安易な考えでなしに、だれが讀んでも間違ひのない、これはこへかけ、讀めというふうな註釋のない文章で書いてもらいたいといふのです。

○小坂政府委員 先ほどからもいろいろ私どもの考えを申し上げましたし、

ただいままた實例についても申し上げたわけでありまして、なお御意見のところはよく伺ひましたから、さらに私どもとしても、たび／＼申し上げますように研究いたして、また後刻御相談申し上げたいと思ひます。

○北村委員長 石原君に對する答へが留保されておりますが、法制局からお見えになつておられますから、石原君に發言を許します。

○石原(登)委員 その前に今の問題について一言申し上げたいのです。

○北村委員長 先に留保されておる部分について發言を許します。

○石原(登)委員 今度會計検査院の俸給について、大臣と同じだといふような趣旨の御説明があつたようでありまして、新しい憲法の精神から見ても、國會議員の地位は國權最高機關の構成員になつておる。さうすると國會議員よりも會計検査官の給料が高いといふことは、とかく從來國民の間に考えられてまいりました官尊民卑の思想を除去する上におきまして、これはよほど影響があるのではないかと考へるのであります。さういふものに關して官吏の地位と國會議員の地位とを、どういふように御認定になつておるか、まずこの點をお尋ねしたいと思ひます。

○宮内府政府委員 お答え申し上げます。まことに仰せの通り、新憲法のもとにおきましては國會が國權の表示される最高の機關であるといふことは、何人も疑ひなく存じます。それからまた國務大臣は内閣總理大臣を初めとしたしまして、いずれも兩院の指名により、あるいは同意を得て、實質上兩院の氣に入る人間が選ば

れまして内閣というものを構成する。これもまことに重要なものと考へるものであります。そこで先ほどの趣旨でありまして、會計検査院の検査官につきまして俸給を定める場合に、よそから解釋されて、官尊民卑というやうなぐあいになつては困るというところは、ごもつともであります。ただ制度の狙ひといひましたし、この會計検査院の權限、地位、さういふものが、申上げざるまでもありませんが、新憲法のもとにおいてはまことにデリケートなものになりまして、國會に代つて内閣を監視し、お目付けを申しますか、非常に重要な權限が與えられておる。それから會計検査院法のもとにおけると違ひまして、その權限が實質上非常に強化されている、さういふことに相なつておられます。従ひましてわれ／＼がこれの俸給額をきめます場合におきしまして、もちろん國權の最高機關以上のものにせぬがために高くするといふ觀點では毛頭ない。かかる大きな意味におきまして、國會が國政の運用を預けてゐるのじやないか。それから國政の運用を常に財政的、會計的に正して、いくために監視官を置いた。その監視官がつまひ會計検査官、さういふふうにお考へ願つて、廣い意味での行政部の中で、言葉は確當を缺くかもしれませんけれども、政府とある意味で拮抗せしめて、さうして彼此掣肘を加へつつ、國會が國政の運用に關する、財政經濟の經理の監視の役の重要な部分を預けてゐるものである、さういふ考へ方に相なりますと、これは一般官吏が國會議員の上にくくことは、私どもの方といひましたし、いかなる意味から見ても適當を缺く。會計検査官と

いたしましては、ただいまのような職權の重要な點を考へてみますと、廣い意味の行政部内において執行權者、それからそれを監視するもの、さういふ意味におきまして、大體國務大臣に準ずる、並んでいくといふくらいに程度までしてよろしいんじやないか、さういふ考へでまいつてゐる次第であります。

○石原(登)委員 ただいまの答へ、私もある點においては必ずしも同意でないことはないのであります。確かに會計検査院の立場はきつめて重要でありまして、その任務もお説の通りであります。しかしながら官は官でありまして、これは當然なる事實であります。もしさういふ趣旨でありますなら、會計検査院の官制を直しまして、これは官でないといふ建前にもつていくのが根本だと思つておられます。私どもが國會議員の歳費を決定するにあたりましては、問題にしたのは、金の多寡ではなかつたのであります。少くとも國權の最高機關の構成員である國會議員が、あらゆる點において官吏の下位にあつたことは不適當だ、當然さうであります。さういふふうな見解に基いてこれをきめたのであります。もちろん検査官の重大なる使命等は十二分にわかつては、しかしながら私どもが今新しい憲法のもとで考へる官吏と、それから議員といふやうな立場においては、もつと深い考慮が拂われなければいけない、もつと根本に遡つて會計検査院の検査官の地位を、何らかの形において別個に保障する、さういふ方法が考へられませんか。

○宮内府政府委員 ただいまの點をお答え申し上げます。今回の案をもつてま

いります前に、實はただいまの會計検査院法をもつて伺ひましたときにも、その御議論は拜聴いたしました。實はあの案をさうもつてゐる前に、政府部内にも相當の點は議論した形跡があるものであります。さう申しますと、それだから頭の切替がでないといふお叱りがあるいは受けるかもしれませぬが、これは、私がさう思ふといふのじやないのでありますから、その點だけはお含み願ひたいと思ふのであります。會計検査院の職員は、政府の部内を全部検査いたしまして、俗に申しますれば、えげつなくらいの爬掘剔抉もやる。さういふ場合に日本の現状といひましたし、これは先ほど御指摘にありまして、官尊民卑といふ點に觸れてまいるのですが、やはり會計検査官の方が仕事がいやういふこと、は動かすべからざる事實のようです。さういふことまで先走つてまいりますと、あるいは私の方の上の方に叱られるかもしれせんが、廣い意味から考へますと、私は官吏、公吏、議員といふものを打つて一九とした公務員といふやうな觀念が將來はだんだん融解され、いわゆる官吏でござれ、議員でござれ、あるいは公吏でござれといふやうなことは、今までのやうな意味合ひではだん／＼に薄れていくのではないと思ひますが、いかがでございましょうか。むしろ現状におきましてはさういふやうな聲はございます。これは實際に今までの事務を取扱ひました會計検査院の諸公なんかの話を聞きまして、官吏の方が絶対に仕事がいやういふ、強いことがやれる。政府部内がみんな官吏で、そこへ臨んでただ公務員といふことでは、どうも

化の實をあげられるということは信ず
て疑わないところでございます。
○川島委員　今のお言葉で大蔵大臣と
おかれても、經濟白書の冒頭に書か
れたものは、それは大ざっぱな言い
方であつて、個人、企業、業
係にも相當の黒字があつたといふこ
とはお認めのようにあります。そうい
ふことになりますと、現在の日本の財
の建前から言ひまして、今のお言葉
よれば相當部分の黒字階級があるとい
ふことだけは確かであります。その
字階級の所得というものは、從來わ
れが負擔しておりました税制の面
に言ひまして、その黒字階級がはた
で徴税のわく内にとりこめてあるか

うかといふことが、私は今後の財政
面において大きな問題の一つになる
思ふのであります。そこで大蔵大臣
お尋ねをいたしたいのは、その個人
びに企業において累年経済を保つて
、しかもその全額の總所得というて

透してもありませんならば、この際聽
していただきたい、かように思います
○栗栖國務大臣　その的確なる見解
としては、私数字を持合わしておら
のでございます。ただ徴税その他の
法によりまして、そういう面を極力

進していく、それには移転後の屋敷
料を強化して、そういう方面に推
進していくことは、私就任以來一
でいくということ、私就任以來一
しば申し上げた通りでございます。
いう方面における税の取立方も極
めたい。そういうものも相當目
を以て、ただいま追加豫算を編成
する

途中にある次第でございます。
○川島委員 續いてお尋ねいたします。

が、そういう方面に對しても大臣は絶大の關心を拂われて、大いに徴税の上にも努力されておられます。そのお話を聞いて、先般私も自由討議の機会に、本會議の席上で大臣にお尋ねいたしました。その際に御答辯がなかつたのであります。大體大藏當局方面には、日本國民の昭和二十二年の總所得といふものは、大ざつばに見て五千五百億圓ある。こういうふうに見られておるのであります。その五千五百億圓の國民總所得のうち、昭和二十二年の財政計畫において徴税される、いわゆる所得の基礎といふものは、大體三千億だといふふうな話でありました。そうすると、大體大臣も言われました、私も考えておりますところの五千五百億から三千億を差引いた二千五百億という國民總所得といふものは、すなわち累進階級でなければならぬという形になるのではないかと。そうすると三千億を土臺としたとして、昭和二十二年の租税計畫を立てたところが、二千五百億というものは租税外にのかれておるといふ形になるのではないかと私は考えられるのであります。しかるところ今度の昭和二十二年の追加推算におきましても、直接にかなり廣汎な國民大衆にかかるところの負擔は強いなければならぬという計畫が、今日進められおられます。私は私には聞いておるのでありますが、むしろ私は大衆の直接重課になるようなたばこなどが、あるいは酒というふうなもの、その他間接税、あるいはその大體な値上を考えられる前に、今徴税からのがれておられますところの、いわゆる個人企業業の累進に屬する二千

五百億圓に達する國民總所得をば、徹底的に押えるといふことを前提として財政計畫を立てるといふことが、いふゆる適正な國民の負擔に歸するところになるのではないかと、かように思うのであります。ところが私も承つておる範圍によりますと、今度の追加推算の七百億圓のうち大部分といふものは、そういう方面を第一條件とせずして、むしろ手取り早く安易な形において徴税のできるような、あるいは國庫の收入の増加のできるような專賣金、あるいは酒税、あるいは間接税等の増徴によつてこれを求めていこうとする第一條件の考へ方に對しては、私は相當に研究を要する餘地があるのではないかとかように考えるのであります。大臣のこの問題に對する御所見を承りたいと思つてあります。

○栗栖國務大臣 お答えいたします。私の課税の問題でございますが、殊に追加推算に關係をいたしましたのは今編成中ではつきりしたところはまだないのでございます。大體七百億くらいは歳入歳出と追加推算を見積りますと、その五百億以上が税収入でございます。そしてあとの二百億くらいは、そのものが専賣收入に相なるわけでございます。そうしてこの税収入につきましては、本豫算の方を加えますと非常に大きな数字になるのでございまして、いまだ日本の税制の上においても例を見ないものであるわけでございます。しかし先般のお税の追求につきまして、先ほども申し上げましたように税務機構を強化して、質と量と兩方相まつて、隨所になお増加所得税、財産税その他をも追求をいたしております。

殊にいふゆるやみ會社については隨時増加所得その他の追求が出来ますので、これを追求いたして、なお自然増を求めておるような次第でございます。それから國民總所得とその資金の配分につきましては、大體五千億といふお話がありました。これはさらにこの水準を千八百圓に上げることにございまして、なお増加をするわけでございます。八千億を超えるくらいになるのじやないかと、かように考えておるわけでございます。しかしこれは中途半端から増になるわけでございますから、詳細はなお精算をしてみないとわからない次第でございます。それからその所得の配分につきましては、國民の生活資金、貯蓄、それから税、こういうふうな方面にわけたの計畫を立て、そうして配分して、國民貯蓄の増進の面においても、皆様の多大の御援助をお願いしたい。かように考へておる次第であります。これも追加推算の数字が大體さきりますならば、やはり所得の配分その他についても計畫を立てまして、あらためて皆様にお諮りをし、御検討をお願いしたい。かように考へておるような次第でございます。

○川島委員 この問題については、すれかの機會にまた大臣の意見を聴き、並びに私どもの所見を申し上げて研究してみたいと思つたので、保留しておきたいと思つた。續いてもう一點、ほかに發言者の方もおありのやうでありますから、簡単に大臣の御意見を承りたいと思つたので、それは先般の貿易再開に當りまして司令部の特別の取計らいによりまして全體で五億ドルの資金の設定の方法として、日本の國內にある金並ひに一般國民の所有いたしておりますところの寶石、貴金屬、そういうものをかりに活用してもよろしいという、まことに恩惠的な取計らいを受けることに至つたことは、日本の經濟再建の上において喜ぶべき事柄だと思つたのであります。ただこの際大臣の御所見を簡単に承つておきたいのは、先般私が當局にお伺いいたしました日本の現在の日銀の保有されておられますところの金は、約九十五トンの保有があると言われ、さらに終戦後當局が買上げた金の保有高はどれくらいかと申しましたら、大體一トン半くらいあるといふお話でありました。もちろん今の日本の封鎖經濟においては、今國內に通用いたしておりますところの日本の貨幣というものは、金とは何らの結びつきがないことは言うまでもないのであります。今般の貿易再開に對する連合軍の處置、さらに来るべき平和條約、さらにそれに伴ひましてやがて日本がかりにブレトン・ウッズ協定に参加するといふような事柄を、われわれは希望的に展望いたして見ました場合に、日本の貨幣を金と直結させるということとは、相當今から考へておくべき問題ではないか、かように大ざつばに考へておるわけでありまして、詳細いことは申し上げませんが、簡単にそういう考へ方からいたしまして、はたして當局におきましては、今後日本の金の問題に對しまして、どのような考へ方で進んでいくのか、當分の間現状のまましていく方針であるのか。それとも日本を金本位にするといふような大方針を立てられ

まして、金の問題の取扱ひ、たとえば資金政策の積極的な展開をはかるといふたような方針を立てて進んでいくとされるのか。その點について御所見をお聞かせ願ひたいと思つた。○栗栖國務大臣 簡単に答えたい。まず、この日本の通貨あるいはこの貨幣制度といふものが、將來いかになつていくかといふことは、國內及び國外その他諸般の事情といふものを併せて考へてきめなければならぬ問題でございます。しかし國際經濟の仲間入りをしてしまつて、そしてこの日本の平和的發展といふことを念願いたし、これを實現をいたしますには、やはり資金事業といふものは非常に重要だと考へるのでございます。それで私もはたして産業の復興といふものなどにとらみ合せまして、いづれ総合的に資金事業の振興といふことは十分力を入れてまいりたい、かように考へる次第であります。貿易といふ方面に力を入れまして、そして外貨の獲得という上に、大いに努力すると同時に、また國內の資金事業の振興といふことも考へ、兩々相まつて將來の國際場裡における日本の平和的發展の礎といたしたい、かように考へておる次第であります。

○川島委員 それについてもう一つお尋ねして私の質問を終りたいと思つた。ただいまの大臣のお話で大體了承いたしましたのでありますが、日本經濟の再建の展望を土臺といたしまして、將來日本が準備すべき金の量、額といふものは、大體どの程度におくべきかといふような事柄については、さだめし御研究になつておられるだらうと思つたのでありますが、それについて御見解がありましたらばついでにお示しを願

いたい、かように考えております。
○栗栖國務大臣 ただいまのところ、いくらかというところは、ちよつと確定した数字をもち合わせておらぬ、であります。その點につきましては先ほども申し上げましたように、日本の經濟の巾、これが國際經濟の仲間入りをして、この平和的活動を發展させる巾、廣さ、その他を見合せてきめなければならぬ問題でありまして、いづれそういう時期に至りましたならば、十分用意をしてその目標に向つて進みたいと考える次第でございます。

○憲制委員 本日は先般の理事會の協議によりまして、大體法案に對する審議を進め財政計畫あるいは資金計畫等については、日を改めて國務大臣の出席を得て、討議をするということになつておりますので、大藏大臣に對する殘餘の質問はその節にこれを譲りまして、本日はこの程度をもつて散會せられんことを望みます。

○西村(衆)委員 葉梨君の御提案には賛成ですが、散會前に希望しておきたいことは、先般私は委員長を通じて、復興金融金庫の營業狀態に對して報告を求めたのでありますが、本日配付された報告の中に、きわめて不備のものを發見するのであります。なお追加して資料を求めたいのは、百萬圓以上の貸付の會社の社名と業務、貸付の年月日並びに社長、事務等經營者の氏名、それから五千萬圓以上の會社の貸付後の營業狀態、第三には復金債券の一般消化と日銀の引受の比率、この三點の資料を次の復興金融金庫の問題を提案されるまでに審議のできるように、提出してもらいたいということを希望しておきます。

○川合委員 財政並びに金融の根本的問題に關しましては、いづれ葉梨君の御説の通り日を改めて大藏大臣から承りたい。かように考えているのであります。私は本日緊急質問といたしまして、大藏大臣にお伺いしたいと思ひます。大藏大臣は財政の面における諸施策を徵稅機構の充實、徵稅技術の指導という方面に求めておられまして、私もこれは同感であります。しかし第一線の徵稅官吏の運用にあたつて、その徵稅機構の充實とは、やや逆行するやうな結果が現われてい

るやうに私は聞いております。その點は各方面で問題になり、過般も大藏大臣から本院に報告があつたやうに、神奈川縣におけるところの直稅課長の遭難事件であります。ああいうやうに某方面の人たちが酒類の密造を相當大がかりにやつてゐるために、間稅課長その他の徵稅官吏が臨検に行つたが、ビストルをもつて脅迫されとか、あるいはまたその徵稅官吏の家の周圍を取巻いて、出勤を妨げるやうなことを最近耳にいたしました。そのために徵稅官吏はその出勤をかなり躊躇して、家の中に蟄居してゐるといふことも聞いてゐるのであります。かやうなことは徵稅官吏の士氣の問題、ひいては徵稅機構の量と質の問題にも關連いたしますので、かやうな密造酒の取締に關しまして、大藏大臣はどういうやうなお考えをもつて、第一線の徵稅官吏をして萬全の働きをなし得るやうなお心構えをもつておられるか。この點に對しましてお伺いしたいと思ひます。

○栗栖國務大臣 御答辯いたします。神奈川の事件はまことに返す／＼も遺憾であります。しかしこの種のことか頻發するやうなことを非常におそれまして、あの事件のあつた直後に閣議に諮りまして、さういふ密造の調査をするやうな場合には、檢察當局と司法當局とが必ず一體をなして、さうして密接なる行動のもとにするというやうな申合せもいたしました。さうしてそれぞれ檢察當局、司法當局にもその旨を通知いたし、實效を期しておるやうな次第でございます。なお實際問題につきまして、さういふやうな問題がありますときは、もよりの檢察當局、司法當局と連絡をして、ただちに徵稅官吏が正當なる事務を執行いたします上に、支障のないやうにいたすやうな手配もいたしておるのであります。私は單に一人の間稅課長に止まらず、徵稅官吏が、非常な身の危険にもさらされて職務に従事しておるといふことについては、非常に感銘を深うするものでございまして、この面におきましては、ぜひとも三當局が一致してこの履行をいたしたい。かやうに考えておるやうな次第であります。

○北村委員 本日はこれにて散會いたしたいと存じます。なお重ねて申し上げますが、生命保險中央會及び損害保險中央會の保險業務に關する權利義務の承繼等に關する法律案、金融機關再整備法の一部を改正する法律案、労働者災害補償保險特別會計法の一部を改正する法律案等は次會に討論をいたしたいと思ひます。さうやう御承知を願ひます。

本日はこれにて散會いたします。
午後零時三十三分散會

昭和二十二年十月八日印刷

昭和二十二年十月九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局